

平成 2 4 年 度

福島県消費生活審議会議事録

平成 2 4 年 9 月 3 日開催

福島県消費生活審議会

1 日 時 平成24年9月3日(月) 午後1時30分～午後3時45分

2 場 所 福島県杉妻会館3階 百合の間

3 出席者 委員10名、事務局8名

消費生活審議会委員名簿

	氏 名	職業・役職等
学 識 経 験 者	紺野 明弘	弁護士
	坂井 義明	司法書士
	塩谷 弘康	福島大学教授
	鈴木 里子	社団法人福島県栄養士会名誉会長
	船生 敏夫	東日本国際大学教授
	湯坐 聖史	弁護士(欠席)
消 費 者	佐藤 一夫	福島県生活協同組合連合会専務理事(欠席)
	佐藤 和子	(公募委員)
	須藤 康子	(公募委員)
	細谷 寿江	福島県消費者団体連絡協議会理事
	和田 秀子	財団法人福島県婦人団体連合会評議員
事 業 者	阿久津 文作	福島県商工会連合会専務理事
	追分 富子	福島県商工会議所女性会副会長(欠席)
	大川原 けい子	JA福島女性部協議会会長(欠席)
	中野 竹治	福島県生活衛生同業組合連合会会長(欠席)
	中野 俊昭	日本チェーンストア協会東北支部事務局長(欠席)

4 議 題

- (1) 会長の選任について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 苦情処理部会員の指名について
- (4) 福島県消費生活審議会について
- (5) 消費者行政の推進について
- (6) その他

5 概 要

(開 会 13時30分)

消費生活課主幹兼副課長

定刻となりましたので、ただ今から福島県消費生活審議会を開会します。
初めに、審議会委員の辞令を交付します。

(辞令交付 牧野生活環境部政策監より各委員に辞令を交付)

消費生活課主幹兼副課長

次に、福島県生活環境部牧野政策監からあいさつ申し上げます。

牧野生活環境部政策監

このたび、皆様には委員に就任いただき誠にありがとうございます。本審議会は県民の消費生活の安定及び向上に向けた県の各種施策について御意見を伺う場ですので、よろしく願いいたします。

さて、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故が発生してから、まもなく1年半が経過しようとしており、県では「福島復興再生基本方針」及び「福島県復興計画」に基づき、福島の復興及び再生に向けて、様々な事業を展開しております。

このような中、消費者の安全・安心を確保するため、消費者行政活性化基金を活用するなどして、専門家による法律相談の実施や相談員の資質向上による相談体制の充実強化を図るとともに、自立した消費者を育成するため、各種広報媒体や出前講座等を通じた消費生活に関する情報発信を行っております。

また、食の安全・安心についての関心の高まりを受け、自家消費野菜や井戸水等の放射能濃度を身近な場所で測定できるよう、すべての市町村へ放射能簡易分析装置520台を配備いたしました。

さらに、多くの県民に対し、放射能についての理解を深めるため、消費者庁及び市町村と連携し、食と放射能に関する講演会を県内各地で開催しております。

本日の審議会では、今年度の県の取組を中心に説明申し上げますので、委員の皆様には、県民の消費生活の安定及び向上のため、率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

消費生活課主幹兼副課長

次に、福島県消費生活審議会委員の皆様を紹介します。

(各委員の紹介)

本日は、所用により湯坐聖史委員、佐藤一夫委員、追分富子委員、大川原けい子委員、中野竹治委員、中野俊昭委員は欠席しております。

次に、事務局職員の紹介をします。

(事務局職員の紹介)

消費生活課主幹兼副課長

ここで、牧野政策監は所用のため、退席させていただきます。

審議に先立ち、資料の確認をします。配付資料を確認の上不足資料があればお持ちします。

それでは、審議に入ります。

当審議会長の選任については、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」第31条第4項の規定により、委員の互選とされております。会長選任までは、消費生活課長を仮議長とすることを了承願います。

仮議長（消費生活課長）

本日は、審議会委員16名中出席者は10名で委員の過半数が出席し、定足数を充たしておりますので審議会は有効に成立していることを報告します。

初めに、議事録署名人の選任についてですが、議事録署名人は、仮議長指名で異議ありませんか。

(異議なしの声)

仮議長（消費生活課長）

それでは、佐藤和子委員、阿久津文作委員にお願いします。

次に、会長の選任につきましては、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する

条例」第31条第4項の規定により、委員の互選とされておりますが、いかがでしょうか。

阿久津文作委員

事務局の考えはありますか。

消費生活課主幹

事務局案としましては、塩谷委員にお願いしてはどうかと考えております。

仮議長（消費生活課長）

事務局案につきまして、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

仮議長（消費生活課長）

それでは、塩谷委員に会長をお願いします。

塩谷弘康会長

皆様の協力をいただきながら円滑に議事を進めて、県の消費生活行政の発展に尽くして参りますので、どうぞよろしくお願いします。

仮議長（消費生活課長）

「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」第25条により、会長が議長を務めることとされておりますので、塩谷会長に議長をお願いします。

（議長の交代）

塩谷弘康議長

会長職務代理者の指名についてですが、会長職務代理者は、会長が指名することとなっておりますので、船生敏夫委員を指名いたします。

次に、苦情処理部会委員の指名ですが、消費生活条例施行規則第26条により会長が指名することとされております。

苦情処理部会については、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第22条第2項に基づき、知事の消費者からの消費者苦情の申出の内容を調査し、あっせんその他必要な措置を講じても解決が困難であると認める場合、第23条第1項により、消費生活審議会のあっせん又は調停に付するものとされております。詳細は資料2をご覧ください。

それでは、学識経験者から湯坐聖史委員、紺野明弘委員、坂井義明委員、消費者からは細谷寿江委員、事業者からは阿久津文作委員の5名をお願いします。

部会の部会長の選任については、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第26条第3項より、部会委員の互選により定めることとされているので後日、決めていただきます。

なお、本日は、湯坐委員は欠席しておりますので、後日、事務局より苦情処理部会委員の選任等について説明いたします。

次に、議題（4）福島県消費生活審議会についてです。

今回は、委員が改選されて最初の審議会です。初めて委員となった方もいるので、福島県消費生活審議会について、事務局より説明させます。

消費生活課長

(資料1により説明)

塩谷弘康議長

事務局の説明について、質問・意見等があれば発言願います。

(なしの声あり)

塩谷弘康議長

次に、議題の(5)本県の消費者行政の推進についてですが、一括して事務局より説明させます。

(事務局より 資料3～6により説明)

塩谷弘康議長

質疑等あれば発言願います。

須藤康子委員

資料3の(7)食の安全安心推進事業についてですが、平成24年度計画で60回開催予定とありますが具体的に教えてください。

消費生活課長

放射能簡易分析装置については、地域での皆さんの接点の多い市町村の支所、行政センターや公民館に整備しています。身近なところで放射能がどんなものなのか、どのように捉えたらいいのかという知識を共有していく必要があると考えているので、市町村と連携しながら進めていきます。先月、市町村との会議を開き、市町村の希望等を提出させ、現在取りまとめをしており、今月から始める予定です。今のところ、3か月で20回ぐらいはやりたいと思っており、放射能関係の講師の確保に取り組んでおります。福島大学、県立医大、筑波大、自治医科大学、東京大学や放医研等これから依頼するところもありますが、講師の確保に取り組んでおります。今年度中に60回くらい開催したいと考えております。

塩谷弘康議長

食の安全・安心アカデミーの開催予定8回と食品と放射能に関する説明会の開催(リスクコミュニケーション)の開催予定60回開催との違いがよくわからないので説明願います。

消費生活課長

食の安全・安心アカデミーについては、県と消費者庁の主催です。5月に2回、8月に2回開催し、10月にも予定しています。100名以上受講できる大きな施設で開催します。

60回開催予定の食品と放射能に関する説明会については、県と市町村及び消費者庁との連携で開催します。場所の選定等については市町村の希望により、検査機器もありますので、身近な説明と考えています。

須藤康子委員

県だけで60回の開催はかなり多いと思ったのですが、各市町村でということなので了解しました。食の安全・安心アカデミーは、県全体で大規模な開催とのことですが、近々に開催されるのでしょうか。

消費生活課長

10月19日に福島市で開催することになっております。

塩谷弘康議長

どのように広報するのですか。

消費生活課長

報道機関への情報提供の他、消費生活課発行のくらしの情報への掲載等、市町村の協力も得ながら周知しています。また、新聞社に直接PRに行って記事として新聞に載せてもらったり、NHKなどにも協力いただいたりして、広報に努めています。

塩谷弘康議長

その他何かありませんか。

阿久津文作委員

消費者行政活性化基金についてですが、平成24年度の計画で1億9,000万円ほど取り崩し、平成25年度は1億9,700万円ほどの残額があるので使用すると説明がありましたが、そもそもこの基金は総額どのくらいあるのですか。平成25年度で残額がなくなると財源がなくなり、市町村の事業に使用できなくなるのではないですか。

消費生活課長

消費者行政活性化基金は消費者庁から県に交付されます。平成23年度までに3億1,000万円ほどあり、さらに今年度は3億円交付されます。平成20年度から平成23年度までの事業でしたが、震災を受けて被災県については25年度まで使用できることになり、今年度は3億円ほど交付されます。それを今年度執行すると残額が1億9,000万円となりますが、放射能関係の事業もあって来年度は7億円程度不足しますので他にも交付してもらわないと難しく、消費者庁に要望しています。さらには、市町村の人件費についても考慮が必要でいろいろ困難な状況です。

消費者サイドの事業を展開する上では、平成25年度までは続けられると考えています。

阿久津文作委員

放射能簡易分析装置の整備事業補助金についてですが、操作員の人件費の補助金は、7億2,000万円とだいぶ大きな金額ですが、今言ったように、当面は財源を確保して補充するが将来については検討していかなければならないのですか。また、13ページの分析装置の整備ですが、消費者庁、消費生活課、日赤、市町村が独自に調達したりしたものが100台くらいあるのではないかということですが、役割分担はあるのですか。全体では620台くらいになりますが、どのくらいで県民の方たちに満足いただける台数になると考えているのですか。

消費生活課長

7億円は人件費も含めて24年度は交付します。

来年度はさらに7億円程度必要になっていくと考えられ、1億9,000万円では不足します。検査機器の整備については、福島県全体でおおよそ、農林水産部で整備している米の全袋検査は190台、学校給食関係では210台整備したと聞いています。市町村独自に200台ぐらい、商工観光関係にも整備されており、全て含めると1,400台ぐらいになります。消費者サイドの分としては、県の520台と市町村で5月現在で150台ぐらい、その他市町村から10数台希望が出てきていますが希望を聞いて対応していきたいと考えています。幾らあれば充足かと言われると難しい問題です。

塩谷弘康議長

この状況がいつまで続くのかわかりません。農作物などはかなり放射性物質の値が下がって来ていると聞いていますが、山菜や魚は数年後も高いと言われていまして、実際の稼働状況等を見ていくべきだと思います。

消費生活相談の状況については、県の消費生活センターに寄せられた件数とのこ

とですが、県では、センターが設置されている市やそれ以外の相談窓口を整えている市町村等の県全体としての相談件数は把握しているのですか。相談件数の推移を見るとローン、サラ金等の関係があつて下がっていますが、市レベルでセンターを設けていけば県に寄せられる相談件数が少なくなると考えられますので、県全体の件数は把握しているのですか。

消費生活課長

平成22年度までは把握していましたが、平成23年度は把握していません。消費生活センターがあるところはP I O-N E Tの連携で把握できますが、今、手元に数字は持っていません。その他の市町村については今後把握しなければならないと考えています。

塩谷弘康議長

他に何かなければ、福島県消費者行政活性化基金、食品等の放射能簡易分析装置整備、地方消費者行政の充実・強化のための指針についての質問等ありませんか。

須藤康子委員

相談件数が年々減少しているとのことですが、相談内容は重大なものが多いのではないですか。現在は、震災に関する内容についての相談が多いと思いますが、消費者教育やその推進について考えを述べさせていただきます。

私は福島市の消費者団体の会員ですが、消費者庁が発足してから、消費者力の育成講座を受講し、県主催の講座も受講しました。消費者教育をもっと身近に主婦に対して教育ができれば良いと思っています。

消費者問題について皆さんあまり興味を持っておらず、毎日の生活に大事なことにも関わらず教育自体が身につけておりません。オレオレ詐欺やサラ金、ローン等の問題で、入り口のところで防げる方法を考えてはどうでしょうか。

消費者団体内では、デパート、スーパーマーケット、公民館等に、一般市民や消費者団体が気軽に話せる場所をつくれれば、消費者被害の未然防止になり、重大化するのも防げるのではないかなどと話しております。

身近に、例えば、今、貴金属の訪問買い取りが問題になっていますが、未然にインターフォンの段階できっぱりと断る方法等少し知識があれば、隣近所の段階で被害が大きくなる前に防げるのではないのでしょうか。相談は、切羽詰まってから行くので、弁護士等に相談しなければ対処できないところまでになってしまいます。大事になる前に出来る方法として身近なところでと考えておりました。

塩谷弘康議長

提言については、後で話そうと思っていましたので、その他資料に関する事で何かありますか。

(なしとの声)

塩谷弘康議長

それでは、資料5の放射能簡易分析装置配備状況等についてお聞きします。

市町村別のデータについてですが、市町村によって立入りが制限されている区域のデータもありますが、その自家消費とはどのように解釈すれば良いのでしょうか。たまたまそこに行った人が採取してきたものを持ち帰って測ったということなのですか。

また、個人に対する指導はどのようなものなのですか。値が50から100の間に対しては慎重に判断してほしいと指導しているということですが、具体的にはどのような

な指導なのでしょうか。例えば、調理方法について具体的に指導しているのですか、それとも、場合によっては100を超えるから食べない方が良いと言っているのですか、具体的にはどのように話しているのですか。データは、持ち込んだ人に返しているのですか。データは施策などに活用しているのですか。

消費生活課長

避難している市町村では作付けしていませんが、贈答品等も検査の対象にしており、自家消費として検査対象にしています。それから、非常に線量が高い地域のもは、測ると1万ベクレルという数値が出てきてしまうので、避難地域のもは持ち込まないようにしています。福島県産のものを貰ったが、大丈夫なのかと心配して検査に持ち込んだり、避難している人たちも避難先で栽培したものを持ち込んでいます。

50ベクレルを超えたものについてですが、調理法によっては、確かに下がります。当センターの検査でも、ものによっても違いますが、ゆでこぼしをすると下がりましたので、調理法や新基準値の説明もして、その上で判断願っています。

その際、食品の安全基準については説明していますが、放射能の健康への被害状況等については、専門家や相談先も紹介し、その上で判断していただいています。基本的には消費者が判断する資料として説明しています。

検査結果についての新たな活用法の検討については、このデータは、消費者サイドのもので生産者に対してのことではないですが、農林水産部の生産者サイドにも伝えているのでそちらでも活用されていると思います。

新たな消費者サイドの展開としては、データの積み上げがまだ不十分であり、シーズン毎に大分変化があるということがわかってきましたので、こうしたことを踏まえて今後どのように活用していくのか検討していきたいと考えています。

塩谷弘康議長

生産者サイドでは、別にベクレルモニターを揃えて分析体制を整えているということで、こちらはあくまでも消費者行政としてということで理解しました。

細谷寿江委員

新米が出てきましたが、食品の値は100なので、100ベクレルまでは良いということになるのですか。

消費生活課長

農林水産部サイドの検査での基準値が100ベクレルで、それ以下になることが大前提です。その際、測定下限値というものがありますが、測定下限値については新聞情報によると10ベクレル前後にするとのことです、測定下限値はそれ以下であるので、決して100ベクレル以上のものが流出することはありません。

当センターの測定では、検査機器の誤差として、50ベクレルを超えると100ベクレルを超える危険性があるということで、農林水産部サイドで50ベクレルを基準にしているということではありません。

細谷寿江委員

私も検査に時々携わっているのですが、個人の場合は30ベクレルまで測っています。30ベクレル以下は不検出と出てきますので、その米は流通することになりますが、全袋検査はどうなのでしょう。

消費生活課長

新聞報道では、10、11ベクレルが検出限界値となっていますので、例えば30とい

う数値が出てくれば30ベクレルという表現になると思います。一桁の場合には検出限界値以下ということで、NDという表現になりますが、そのへんは全部のデータを見ていないので不明の部分もあります。

塩谷弘康議長

検査機器の性能や時間のかけ方、バックグラウンド空間放射線量の影響をどの程度受けているのかによって、精度やその値が持つ意味も変わってきます。

その他に何かありますか。

(なしとの声あり)

塩谷弘康議長

それでは、普段の皆さんの立場から、県の消費生活行政や消費生活の問題についての考えがあれば自由に意見を出してください。先ほど須藤委員からは、身近な場で、草の根的な消費者教育の必要性についての提言がありましたが、意見等を願います。

坂井義明委員

先程の須藤委員の提言に関してですが、私は、司法書士会で消費者問題対策委員会の委員長を拝命しており、講師派遣等を受け付けています。

また、資料に、金融広報委員会の参画というものがありますが、私はこの金融広報委員会の金融広報アドバイザーです。これは、日銀に事務局があるのですが、金融に関して、お金にまつわることなら何でも対応しております。

現在は、消費者トラブルに関することが一番多いです。

金融広報アドバイザーのメンバーは、弁護士2人、司法書士2人のほか税理士、大学の先生等非常に専門的で、各種団体からの依頼あれば、要望に応じて無料で講師を派遣します。

また、継続して勉強したい場合は、金融学習グループとして登録すれば2年間は予算がついてそれを会場費に充てたりして講習を無料で受けられます。消費者教育は大事です。啓蒙活動がトラブルを防いでいき、受講者がまた周りの方に話すことで周知されていくところがありますので、興味があれば事務局に連絡願います。

先ほど、デパートやスーパーマーケットなどでとの話がありましたが、具体的には講師を招いて話を聞くのか、あるいはお互いに話し合うといった茶話会的なイメージなのか、具体的にはどうですか。

須藤康子委員

消費者団体では、少しは理解しているつもりですが、一般の人はお固い勉強の感じだとどうなのでしょう。消費生活については、興味のあるなしがあって、興味のある人はいろいろ勉強していますが、興味のない人は、無防備のようです。「そういえば家にはがきが来た。」というような話が出たりして、「それはそのまま放っておいて、電話をかけたらしたら余計に大変なことになるからやめた方がいいよ。」といった話が茶のみ話で出ることがあります。そうしたことがとても大事なのではないでしょうか。今は、町内会の隣組でも個人情報保護等で閉鎖的なこともあります。町内の行事等の協力についても、温度差があり、そうしたことの弊害が出ているような気がします。

公民館等で習い事が安価でできたりするので、そこで、ちょっといろいろな話をするようなテーブルがあってもいいのではないのでしょうか。構えるのではなく、ゆったりした時に「実は…」といった話が出てくるものなので、そういう機会を各事

業者が設けてはどうでしょうか。お茶を飲みながら話せたり、何でも相談できる場所が被害を防止できるのではないかと漠然ですが考えています。

塩谷弘康議長

他に何かありますか。

細谷寿江委員

金融広報委員会の講座は無料とのことですが、消費者トラブル防止の話についての費用や人数はどのようになっているのか。

消費生活課長

当課でも出前講座を行っており、費用は無料で、人数についても問いません。市町村にも窓口がありますのでそこで相談していただき、そこで講師がいなければ県に相談がくると思います。講師を派遣し、資料も併せて作りますので相談してください。

細谷寿江委員

対象者が高齢者の場合は、紙芝居形式にしたりしてもらおうと良いと思います。以前、私の団体でも講習会を行いました。難しい話だと皆居眠りしてしまったりして大変でした。何か良い方法はありますか。

須藤康子委員

資料にパンフレットの配布とありますが、限定したところにしか配られていませんし、以前のパンフレットは山積みになってたりしてもったいない気がしています。こうした予算を事業者がコーナーを設けたりする予算にする等別なアイデアでいかがですか。電車の中吊りや商用車の広告はとても良いと思いますので、今までのものだけではなく考えてください。

消費生活課長

真摯に受け止め対応をして参ります。

視覚的にも対応しており、アンケートでは分かりやすかったとの結果もあり、いろいろ工夫しておりますので、当課にも出前講座を依頼ください。また、高齢者のみならず、見守りをする立場の民生委員の方々への出前講座もしております。まだ十分ではありませんがいろいろ取り組んで参ります。

鈴木里子委員

広報誌についても、皆さん読んでいないのではないかと。小さくても良いので、手塚治虫とかにすれば大事にしまっておくのではないかと思います。

塩谷弘康議長

私も何年か前に消費生活センターに行ったことがあります。パンフレットが多いです。テーマごとにいろいろなパンフレットやリーフレットがありますが、その活用やどのように学ばせていくのかが重要だと考えます。例えば、中高生とかそれを読んでどんな変化があったのかということも含めて報告できればと思います。

坂井義明委員

高校への出前講座の実績があるのですか。

消費生活課長

高校や中学校にも行っております。

坂井義明委員

私も高校に消費者教育に行っていますが、高校生は話を良く聞いておりません。

高校生に聞いてもらうための工夫で、一例を挙げますと、弘前大学の消費者教育

のゼミの学生が研究して考えたものですが、たむと名刺サイズぐらいのものにカレンダーが書いてあり、それを開くと悪質商法の対処法が書いてあります。カレンダーが付いているから捨てないで持っているのです。そのぐらいの工夫がないと難しいのではないのでしょうか。

船生敏夫委員

私の大学では、入学時に新生にいわき市の消費者のパンフレットを配付していますが、反応が良くありません。やめて、数年に1回思い出したようにやってみるとやはり同じです。それは仕方がないです。実際消費生活を意識していないし、将来は消費者になるという意識もないですから難しいです。でも無駄ではなく、後から問題が出てくると学生が相談してきて、改めて関心を持つことになります。保護者に対して、実際にあった事例を説明するようなことをすると興味はわくようですが、それが続きません。形式的でも入学時のオリエンテーションでやっていけば効果はそんなに期待できないけれども無駄ではないのです。少しでもということで続けていけば良いと思います。私も高校に出前講座に行きますが、おもしろおかしく1時間話せば良いとは思いますが、我々素人は芸人ではないので、そううまくいきません。内容が易し過ぎては仕方がないし、ある程度のレベルのことをやってしまうと興味を示してくれません。テレビの芸能人のようにと要求されても難しいのが現実です。高額ギャラを払って来てもらった方が逆に効果があるかもしれませんが。去年は、「もしドラ」が流行ったので利用したら少しは記憶していましたが、素人が面白おかしくというのはなかなか難しく、期待に応えられないというのが現実です。パンフレットでも何でも効果を考えますが、あまり考えないで、毎年繰り返して、1人でも2人でもという気持ちでやるのが大事だと思います。

塩谷弘康議長

今のお話のとおり、法的な知識として全部覚えるのではなく、自分が巻き込まれたときにきちんとSOSを出せる、あるいは相談することだけでも役立つと思うので、粘り強く根気よく啓発していくことが必要なのではないのでしょうか。

紺野明弘委員

弁護士会でも無料で高校生の消費者教育を行っており、年間5、6校くらいの実績があり今年も新しい申込みもあります。進学校よりも就職が多い高校からの要請が強くなりますが、彼らは即戦力として社会人になるのでそうした教育が必要との認識で、弁護士会の市民生活支援対策委員会で分担して行っています。教材もオリジナルで作成し、どの弁護士でも同じようにできるように統一した教材を作成し9月ぐらいから5、6校行う予定です。

専門家と被害に遭われた方が結びつけられないのかということ、被害金額が少ないということ、あと専門家に相談するとお金がたくさんかかるということではないのでしょうか。専門家への相談となると、弁護士事務所の敷居が高い、支払金額が高いのではないのかという不安があるようです。東日本大震災が発生して、宮城、岩手、福島でその時3県に住んでいた人は、同じ内容の相談であれば3回まで無料という制度ができて、3年間は最低でも実施します。司法支援センターに登録している弁護士、司法書士に相談できます。これは、震災の相談のみではなく、消費者問題等でも良いので、被害に遭ってしまったとか、こういうのが来たけどどうすれば良いのか等対処法を聞く時に費用を気にせず相談をしていただけます。

県の制度としては、平成23年度の実績はないようですが、県が事業者と消費者の

間をうまくつなぐ紛争の苦情処理部会がありますので、無料で消費者支援できるのではないかと思います。

塩谷弘康議長

県民の皆さんに、知られていない良い制度というのも結構あるようです。

高校生向けのオリジナルの教材があるということでしたので、弁護士、教師が集まって検討する機会があっても良いのではないのでしょうか。

和田秀子委員

私は、婦人会の代表となっていますが、いろいろな出前講座があるということを知りましたので、会員に周知し活用して参ります。

細谷寿江委員

放射能関係の講演の講師についてですが、県主催の講演会では、「大丈夫、安心、心配ない。」と言う先生ばかりですので、別な意見の先生の講演も聴いてみたいと思います。

塩谷弘康議長

難しい問題だと思いますが、先程リスクコミュニケーションの話も出ていたので、単に情報を与えるだけではなく、消費者が判断するのに必要な様々な情報をバランス良く提供していくことが大切だと思います。県は苦勞することとなりますが、委員会の意見としてお聞きください。

時間が超過しておりますが、他に何かありませんか。

(なしとの声)

塩谷弘康議長

なければ以上で議事を終了いたします。

御協力ありがとうございました。

それでは、事務局から何かありませんか。

消費生活課長

貴重な意見を踏まえて今後考えて参ります。

ありがとうございました。

消費生活課主幹兼副課長

長時間の審議お疲れさまでした。今後ともご協力いただき、本日の意見、提言につきましては今後の消費者行政に役立てて参ります。

以上で、審議会を閉会します。

(閉会 15時 45分)